

生産性向上の取組についての適用可否

(地域間幹線系統確保維持計画 9. 関連)

平成 29 年 6 月 12 日付けで国土交通省自動車局旅客課から通知された「地域間幹線系統バス「生産性向上の取組」の進め方等について」において、検討にあたって求められている内容に対し、本委員会として資料を整理。

(1) 取組の検討にあたって以下の A)～D) について求められている。

- A) 全ての系統について、少なくとも通達別添「路線バスの生産性向上の取組事例」で示した全ての取組事例と同様の取組について検討。
- B) 輸送量が補助要件下限（15 人/日）に近い系統（過去 3 年間で 1 回でも実績輸送量が 15 人/日未満となった系統、又は平均乗車密度が 5 人未満の系統等）は、代替輸送手段への見直し等を検討。（バス系統として維持する必要がある場合は、その個別具体的な理由を整理。）
- C) 自治体が回数券等の購入を行っている系統のうち、実際の乗車人数が下限（15 人/日）を下回る系統は、代替輸送手段への見直し等を検討。（バス系統として維持する必要がある場合は、その個別具体的な理由を整理。）
- D) 上記 A)～D) の検討に限らず、地域の状況に応じた取組を積極的に検討。

これを踏まえ、補助対象路線ごとに以下の内容について整理。

- ・ 「路線バスの生産性向上の取組事例」（事例 1～4）の適用の可否と適用できない場合の理由
- ・ 輸送量が補助要件下限に近い系統について、代替手段へ見直さず、バス系統として維持する必要がある理由